

# 第177回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和5年10月19日

閉会 令和5年10月19日

北上地区消防組合議会事務局



# 第177回定例会会議録

## 目 次

令和5年10月19日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
現金出納検査結果の報告	10
定期監査結果の報告	10
一般質問	
・ 2番 熊谷浩紀 君	10
報告第1号 令和4年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について	19
認定第1号 令和4年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	19
議案第18号 令和5年度北上地区消防組合補正予算（第2号）	26
議案第19号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	28

## 第177回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定第1号	令和4年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	10月19日	原案承認
議案第18号	令和5年度北上地区消防組合補正予算(第2号)	10月19日	原案可決
議案第19号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	10月19日	原案可決

## 議事日程第3号

令和5年10月19日（木）午後3時 開議

北上地区消防組合西和賀消防署会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 定期監査結果の報告
- 第6 一般質問 熊谷浩紀君 北上地区消防組合ドローン業務について
- 第7 報告第1号 令和4年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について
- 第8 認定第1号 令和4年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について
- 第9 議案第18号 令和5年度北上地区消防組合補正予算（第2号）
- 第10 議案第19号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

---

### 出席議員（7名）

1番 藤原常雄君	2番 熊谷浩紀君
3番 小田島徳幸君	4番 鈴木健二郎君
5番 高橋敏樹君	6番 刈田敏君
7番 高橋晃大君	

---

### 欠席議員

なし

---

### 説明のため出席した者

管理者（北上市長）	八重樫浩文君
副管理者（西和賀町長）	内記和彦君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君

会計管理者（北上市会計管理者）	島	津	英	子	君
監査委員	高	橋	政	芳	君
監査委員事務局長	佐	藤	祐	介	君
事務局長（消防長）	菊	池	洋	幸	君
事務局次長（消防次長兼警防課長）	昆	野	美	継	君
事務局次長（消防次長兼予防課長）	小	原	和	弘	君
総務課長	高	橋	一	哉	君
西和賀消防署長	高	橋	周	一	君

#### 関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	鈴	木	善	一	君
西和賀町総務課長	吉	田	博	樹	君

#### 議会事務局出席者

事務局長	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	高	橋	一	哉	君
書記	梅	木	敬	光	君
書記	佐	藤		忍	君
書記	小	岩		晃	君
書記	齋	藤	陽	介	君
書記	八重樫	元	気		君

#### 午後3時00分 開 会・開 議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第177回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第3号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、6番刈田敏議員、1番藤原常雄議員を指名いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第3 行政報告について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 管理者の北上市長八重樫浩文でございます。よろしく願いいたします。それでは行政報告を申し上げます。

第177回北上地区消防組合議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、本年1月から9月までの、管内における火災及び救急の状況を申し上げます。

火災件数については、26件で昨年同期と同数であり、出火原因は、草焼きなどの屋外焼却が最も多く5件で、全体の約5分の1を占めております。火災による死者及び負傷者はそれぞれ2名であり、昨年同期と比較して死者は2名の増加、負傷者は3名の減少となっております。

救急出動件数につきましては、3,340件であり、昨年同期と比較して399件増加し、1日の平均出動件数は、12.2件となっております。

なお、熱中症による救急搬送人員は88名であり、昨年と比較して51名増加し、当消防組合において熱中症による救急搬送人員の調査を開始した平成23年以降最多となっております。

次に、自然災害への対応状況を申し上げます。

本年は、これまでに大雨、暴風等の気象警報の発表に伴い、消防災害警

戒本部を8回、消防災害対策本部を1回設置し対応したところであります。このうち7月15日の大雨により、西和賀町において2軒の床下浸水が発生しましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後とも、災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に、事業の進捗状況を申し上げます。消防本部庁舎建設事業につきましては、売買契約に応じていただけない地権者1名を除き、7月までに用地代金の支払い及び所有権移転登記を完了しております。なお、その1名の地権者については、8月9日付で委任弁護士を通じて裁判所に訴状を提出し、共有物分割請求訴訟による解決に向け手続きを進めているところであります。

次に、車両の更新について申し上げます。令和4年度からの繰越事業であります、水槽付消防ポンプ自動車は、7月に北上消防署に納車され運用を開始しており、タンク車につきましては来年3月末までに納車される予定となっております。また、北上消防署に配備予定の指揮車及び救助工作車、西和賀消防署に配備予定の高規格救急自動車は、来年3月末までに納車される予定となっております。

次に、今年度採用いたしました職員について申し上げます。4名の採用職員につきましては、岩手県消防学校における6か月間の初任教育を10月5日に修了し、北上消防署において勤務を開始しております。今後は、地域住民から信頼され、負託に応えられる消防官となるよう、更なる育成に努めてまいります。

最後に、先の北上市議会6月通常会議において、副市長に及川義明氏が選任されました。引き続き当消防組合の副管理者として、これまでの豊富な経験をいかし地域住民の安全安心のため手腕を発揮していただくこととなりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（高橋晃大君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） ただいまの行政報告に対して質問いたします。

3点お聞きします。

まず一つは、救急出動の件数の報告にありましたとおり3,340件。昨年より390件程増えている。特に熱中症による救急搬送が増えたということでもあります。御承知のとおり今年の夏は、まさに異常な暑さでありました。増えるのも当然だと思いますけれども、こういう高温の状態が、今後常態化することも今色々な関係者から心配されております。88人、これまでより増えたとの報告でありましたけれども、まさに最多です。予測は難しいでしょうけれども、今後、こういう暑さに対する対応というか、新たな救急の体制が私は求められて来るのではないかと思いますけれども、消防組合としてそうした体制について、今後どのようにされようとしているのかお聞きしたいと思います。端的に言えば、熱中症、そうした救急搬送に対する対応ということです。

二つ目は、本庁舎建設の用地買収の件であります。弁護士を通じて裁判所へ手続きをしたという報告であります。もうちょっと具体的に状況説明をいただきたいということ。それから見通しです。裁判所に書類の手続きをした段階でしようから、見通しというのなかなか立たないかもしれませんが、これまでの様々な説明、状況を考えてもそんなに簡単なものではないと私も思いますけれども、建設の状況も左右されるのだらうと思いますので見通し等も伺っておきたいと思えます。

最後の3点目ですが、今年度4名採用されたということでもあります。充足率はどれくらいになるのですかということをお聞きしたい。女性職員の状況と、あと分署等によっては女性職員がいないという状況があるということで、前に私がお話しした件がありますけれども、女性職員を増やしていくという状況は、私は必要だと思いますが、その充足率と女性職員の増加についてどのようにお考えかということでお聞きいたします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの鈴木議員からの御質問にお答えいたします。

私の方からは、用地取得の分についてお答えしたいと思います。こちら行政報告でありましたとおり、8月に委任弁護士を通じて訴状を裁判所に

提出したところでございますが、その後の動きにつきましては、委任弁護士の方で色々手続きを進めていただいている中、今月委任弁護士が当該地権者の所在地といたしますか、居住地の方に調査に赴くというお話がありまして、当組合の職員の同行を依頼されました。私たちの職員も同行して、その地権者の住む所に訪問し調査をして来たところです。その結果といたしまして分かったのは、確かにその居住地とされる場所に住んでいらっしゃる。あとは、生活の感じがしっかりしていることを確認してまいりました。また、その居住地を管轄する自治体へ行き、そちらの方でも生存と言いますか、生活されているというところを弁護士と私どもと一緒に確認してきたところでございます。今後におきましては、委任弁護士を通じて11月を目途に、地権者の方に裁判所の指示に応じてくださいという指示を出すというところで、11月ぐらいを目途に、また大きな動きがあるとは思いますが、引き続き委任弁護士の御協力の下必要な手続きを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

私の方からは救急出動の今後の体制というところと、現在の採用の状況についてお答えしたいと思っております。

まず、救急出動の今後の熱中症対策というところでしたが、まずは熱中症対策の前として、いかに熱中症にならないかというのを住民に広報することが大事だと考えておりますので、これについて現在も行っておりますが今後も引き続きやっていきたいと思っております。そして熱中症の患者さんに対しましては、救急車内にはエアコンも完備しておりますので、そういった必要な処置を施しながら搬送するということをやりたいと思っております。

次に、採用状況でございますが、現在今年度採用した職員を入れまして144名となっております。これは、定数154名に対し93.5%の充足率となっております。女性職員の今後の見通しというところでございましたが、当消防組合では女性枠という採用方法を取っておりませんので、あくまでも

競争試験により合格者を決定するということではありますが、やはり女性職員の受験者を増やすという取り組みは、ずっと続けなければならないのだろうということを考えておりましたので、これにつきましても引き続き北上市内の学校のみならず周辺の市町村におきましても、北上消防の紹介をしながら受験者を求めていくということをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 新しい庁舎の用地取得についてですが、直接その方の住居に行って来たということですが、生活がしっかりしているという今報告がありました。そして、裁判所から11月を目途に指示を出してもらうということですよ。それはそれでいいと思うのですが、その指示に従う状況があるのかどうか。私は、そこが一番の問題ではないかなと思います。強制的にはなかなか大変だろうと。あくまでも裁判所から指示をしてもらうということが、順当かなと思いますので、そこに対しての見通しです。どういう感触を持っておられるかということで、再度お聞きしたいと思います。

それから、熱中症対策ですけれども、事前の周知は必要だと思います。組合としても。ただ、今年度88名の熱中症患者が出ていると、事前周知だけではなかなか大変じゃないか。実際は熱中症が出る。また、来年もこういう状況が続くと熱中症の患者が三桁を超えるような状況となり、そして搬送が非常に大変になってくるのではないかと思いますので、そうした事前周知プラス、実際に熱中症の方が増えた場合の対応です。ここがどうなるのか。あと、受入れの体制の状況もどうなるのか。心配をしておりますけれども、もう一度その辺を伺っておきたいと思います。

それから、充足率ですけれども154名。これは条例の充足率ですよ。154名の144名。かなり努力というか、充足率は上がってきていると思いますけれども、国の基準から見ればまだまだ私は充足率に達していないというように思います。男女の枠は作っていない。難しい話ではありますけれども、女性職員を増やしていく。そうした模索を、やっぱり今後してい

く必要があるだろうと思いますので、この件について、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの鈴木議員からの用地の関係の御質問に、私の方からお答えさせていただきます。

先日、職員が委任弁護士に同行して、地権者の居住地を訪れた際、確かにそこで生活をしているという確認は出来たということでしたし、現在までにこちらから消防本部からも色々な文書、用地を譲っていただきたいという文書も何度も送っておりますし、訴状を提出してから裁判所からも文書を送っておりますが、それらの文書も受け取らないというような状況が続いているところでございました。今回訪問した際にも、委任弁護士と一緒に当組合の職員が呼び鈴やドアをノックし、私どもからお声掛けをさせていただいたところですが、応じていただけないというような状況になっております。

11月に動きがあるというのは、その11月までに出廷をしてくださいというような文書が裁判所から出ている、若しくはこれから出すという予定となっていると思いますが、そちらに応じなかった場合には、付郵便送達と言いまして、こちらからのそういう文書を送ったとするという方法の郵便の送達をして、その後どうするかというのは裁判所の方で判断することになっておりますので、その判断を待つて手続きを進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

まず、救急の熱中症に対応するところでございますが、これは救急件数の伸びに対する体制というところで受け取りましたが、これにつきましては以前の議会の時に消防職員の定数の件で、9名増やして救急隊一体増やすというところで計画的な増員を図っておりましたので、それによって救急隊を1隊新たに増やすというところで対応はできているものと考えております。

受入体制につきましては、まさにこれは病院側の事情もございますので、その都度その情報を取りながら適切に一箇所に集中することなく、そういった搬送体制というものも救急隊の方で行っておりますので、これも引き続きやって行くものと考えております。

職員定数についてでございますが、国の方で示しているのは、当組合ですと169名というところが出されております。これに対しては85.2%ということになっております。

女性のさらなる採用というところにつきましては、先ほどのとおりではありますが、やはり消防組合といたしましても、そういった能力のある女性はむしろ歓迎いたしますので、どんどんそういった受験者が増えるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 用地買収の所有者の件ですが、まだ直接接触过していないということですね、そうなりますと。ですから、直接接触されていない。そして裁判所からの働きかけで何とか目途を付けたいということかなと思うのですが、そうなるとなかなか本人のそうした固いというか、何がネックになっているかはちょっと分かりません、報告だけでは。ですから、その打開策というのは見通しで、打開策ですよ。それが、何を持って打開できるのかということかと思えます。ですから、その辺のこちらとしての見通し、裁判所から指示が出たとしても従わないということだあってありえるわけで、長期化していくということですね。その場合の、組合としての落としどころはどうするのですか、ということをごきちんと言っぱり持って臨む必要があるのではないかなと思えますが、もう一度この件についてお願いしたいと思えます。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたが、今後の予定といたしまして、来月早々にもう一度委任弁護士と当組合の職員が居住地に調査に出向いて、現地自治体の福祉担当者の立会いのうえで御本人とお会いし、説明をしたうえで

こちらの趣旨要望を伝える予定となっております。そのお話をしたうえで裁判所への出廷等に応じていただけなかった場合、これは裁判所の判断で私どもの要望が通るという見込みになっております。全く最後の最後までその地権者の方が私たちの呼びかけに反応がない場合は、裁判所の判断をもって私たちの要望が通ることになるというお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第5、定期監査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、監査の対象及び監査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。2番熊谷浩紀議員。

（2番 熊谷浩紀君 登壇）

○2番（熊谷浩紀君） 2番熊谷浩紀です。通告に従い一項目の質問を行います。

北上地区消防組合のドローン業務についてお聞きしたいと思います。災

害の現場においてドローンの持つ機動力や反応性は大きな意義を持ちます。特にその小さな機体や操作のしやすさ、無人飛行が可能であるといったメリットをいかし、活躍が期待されております。

災害現場において最も期待される役割は要救助者の捜索です。ドローンの航空撮影技術を利用すれば、空から広範囲にわたって要救助者の捜索が可能です。また、赤外線カメラやサーモシステムを併用すれば、肉眼では発見が困難な捜索も可能でございます。さらに、ドローンはヘリコプターなどに比べて稼働音も小さく、救助を求める声をかき消しにくいというメリットもあります。

2019年に、東京消防庁では富士山での遭難者捜索を想定した実証実験も行われ、上空からの捜索で無事遭難者役のスタッフの発見に成功しております。

北上地区消防組合としてもドローンを導入し、職員による操作技術の習得と実践での活用を目指し、模索しながら進められていると伺いました。他の自治体でも同様に進めているとのことですが、航空法や地域特性などクリアしなければならない課題があり、地域の実情やニーズなど求められるものも今後増える可能性があります。

そこで、ルールが必要となりますが、ドローン操作に関して運用についてのマニュアルやガイドラインは策定されているのか。また、訓練計画などの規定は定めているのか一つ目に伺います。

全国の自治体では、要救助者の捜索、物資の運搬、被災地の状況把握、ハザードマップの作成にも活用されており、救助活動においても水害時の浮き輪の投下による救助訓練も実際行われており、用途が広がっております。そこで北上地区消防組合ドローン隊（仮称）ですが、今後災害時に出動する場合、業務内容は決められているのか二つ目に伺いたいと思います。

そして業務や訓練として他の自治体の例を示しましたが、様々な想定において活用する可能性があると思います。夜間の捜索や安否の確認など、今後活用のためにさらに広げドローンを使った訓練計画や展望はあるのか三つ目に伺います。

ドローン隊（仮）ですが、チームを組む場合、人員がいなくてはなりま

せん。そこで、現在、北上地区消防組合職員としてドローン操作ができる職員は何名でライセンスを取得されている方は何名か四つ目に伺います。

新たなツールの導入により、一人でも多くの人命救助に役立つことを期待しておりますが、北上地区消防組合の管轄の北上市としてもドローンを投入し、現場の状況確認など様々な活用を模索しております。組合として、北上市・西和賀町とのドローン活用への協定など実際の訓練のための連携や体制整備は万全なのか五つ目に伺います。

ドローンは、捜索や新たな土砂災害などの兆候発見、そして、山火事の延焼範囲の確認など、多岐に活用が期待されております。自らの地域だけではなく、広い範囲の活用が期待されておりますが、最後の質問として、岩手県内他の自治体消防本部や組合へのドローン操作ができる職員の派遣や広域での共同訓練、さらなる連携など今後ドローンを通しての体制整備の考えはどうなっていくのか伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 熊谷浩紀議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、ドローン操作に関するマニュアルやガイドラインの策定状況についてであります。北上地区消防組合小型無人機運用規程を策定しており、継続的な訓練の実施や、操縦者の資格、安全管理等に関することについて規定をしております。

次に、災害時に出動する場合の対応などの業務内容についてありますが、運用規程の第6条に署長が必要と認めた場合と定め、柔軟に対応しているところであります。なお、ドローンの活用が有効な事案として、山岳捜索、火災の延焼状況の把握、土砂崩れの状況確認や救助を求めている人への接触に時間がかかる水難救助などが考えられます。

次に、今後の活用のための訓練計画や展望についてありますが、毎年実施している山岳救助訓練や水難救助訓練において、ドローンも活用した訓練内容としており、機体性能の確認等も実施しているところであります。

次に、操作できる職員数ですが、民間資格の取得者は3名で、その資格

取得者が国土交通省の標準マニュアルに基づき教育し操縦者として認められた者が10名の、合計13名であります。

次に、北上市・西和賀町との協定等についてであります。北上市及び西和賀町は当組合の構成市町であるため、協定を締結しなくとも連携や合同訓練は実施できるものと考えております。今後は、連携や体制整備について、市・町の防災訓練などを通して実施し、問題点を洗い出し、改善を図ってまいります。

次に、他の消防本部へのドローン操縦者の派遣等についてであります。岩手県内の12消防本部において消防相互応援に関する協定を締結しており、応援の求めがあった時は必要な活動隊を派遣することとなっておりますので、ドローンの応援要請があれば派遣するものであります。また、共同訓練につきましては、岩手県消防学校での各種研修や、緊急消防援助隊ブロック訓練において連携体制を図っているものであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） はい、それでは再質問させていただきたいと思っております。

まず運用についてのマニュアルやガイドラインとしては、運用規程を定めてあるということになってはおります。まず、その点に関して、その中で例えば操作技術に関わることの内容を、その規程の中では盛り込んであるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 御質問にお答えいたします。

当組合で規定している運用規程の中で航空局標準マニュアルによるというところで、航空局の方でマニュアルを定めており、そちらの方に則って操縦するというようにしております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 例えば、ドローンに関しては様々な用途があるということが認識されております。ドローン本体に色々なシステムがついて

おりますので、例えば、夜間は確か出動できないという規定に組合ではなっていると思うのですが、例えば夜間サーモが付いていたりとか、後は赤外線がついていたりとか、結構そういう仕組みとしては、暗い場所、それからもちろん夜という時に、例えば出動してほしいという場合もあると思うのですが、そういう場合の運用規程とか、その部分に関してはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 御質問にお答えいたします。

細かい規定として、暗闇なら駄目だとかどのような時に飛ばせるというところまでは記載しておりませんが、まずその現場指揮隊長と操縦者、操縦者とセットで安全管理員も待機して操縦するのですが、その中で、この明るさが安全かどうか、周りの障害物が確認できるかどうかというところで判断して飛行させる体制となっております。なお、ライトとしても30m照射できるライトやサーマルカメラと言って温度が表示されるカメラを搭載しております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 今後、様々な場合によって対応があると思いますが、多分隊長の許可がおりればすぐ使えるみたいなことを、先ほど質問の答弁の中で管理者が言うておりましたので、そういう部分では柔軟に対応できるような運用規程ではないかなとは思ってはおりますが、例えば、その運用規程によって、せっかく出動できるものがないとか、そういう場面にならないように、その場面でやっぱりガイドラインみたいなものが必要ではないかなと思いましたが、改めて今後そういうガイドラインみたいな、マニュアルという形でもよろしいですのでかつちりとした部分も作っていただきたいと思います。

それから、ここ最近キノコ狩りによって遭難される方がすごく増えております。やはり、遭難者にとっては、まあそこまで寒くない時期に自分達が遭難するわけではないという仮定の中でキノコを取っていると思うのですが、やっぱりああいう形で遭難されるということが多いということで、今

後ドローンを使った捜索とか、そういうことが増えてくのではないかと思います。ドローンを所有してそのことに関して実働、稼働するということでは少ないと思うのですが、今どれくらい使われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） お答えいたします。

今まででドローンで災害に出たのは6件でありますけれども、その全てが火災の情報収集というところで、今のところ山岳関係では出動しておりません。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） まだ火災の部分ということで、今、多分ヘリコプターとかそういう体制の中で捜索をされていますが、今後稼働する可能性もあるということで期待してはおります。

それで例えば、ドローンの業務を実施する場合、やはり操作する方と、それからその操作によって動く実働隊というのでしょうか、そういう方々がいらっしゃると思うのですが、やはり今後チーム編成のような形を取っている例が他の自治体では仮称ですが、ドローン隊みたいな形でやっている自治体もあるそうです。消防組合、消防本部もあるそうですが、例えば今後、それに関して人員の増強とか、今ドローン機が2機あるということで、それに関しても、増設という可能性も今後あるのか、ちょっと分からないのでその辺もお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

まず、現在のドローンの運用状況と言いますと、災害に必ず出る指揮隊に常備しております。ここを中心に活動を行っている状況であります。また、ドローンに特化して今後職員の増というところに関しましては、ドローンの現在の実績と言いますか、こういったところがまだ限定的な部分もありますので、今後の需要であるとかドローンの今後のさらなる機能の向上、そういったものを見極めながら、そういったところは都度都度注視

しながら考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはり、今後そういう可能性も、かなり使われるという可能性もありますので、増員とかいろいろな検討を今後していただきたいと思います。

そして、ドローンによって他の自治体では事故があったり、それに関して対応はどうなっているのかという部分がすごく気になるのですが、保険や保障の体制に関してはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） お答えいたします。

保険関係でありますけれども、当消防組合では、消防業務賠償責任保険というものに加入しております、それは消防活動で人にけがをさせた場合や人の物を壊した時の保険には入っております。対人として1億、対物として3億のものに加入しているので、ドローン操作によってドローンがもし墜落して人に当たったとか、物にあたって損害を与えた場合はこちらの方から対応いたします。そのオプションとして、ドローン機体の保険というものもありまして、こちらの方にも加入しております。それは、ドローンが活動して壊れた場合のもので、車でいう車両保険のようなものですが、こちらの方に加入し対応しております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 保険とか保守体制に関しては万全だというお話です、安心して職員の方々も操作されるのではないかと思います。

土砂災害時、それからまだほとんど稼働はしていませんが山岳救助など、あらゆる分野で安否確認などに対して、ドローン本体に実は内蔵スピーカーがつけられているということで、他自治体では呼びかけや指示などに使われているという例がございます。そこで、ドローンの機能をいかした様々な検討や検証が必要ではないかと考えます。組合として、やはりその部分の使い方の展望、こういう使い方をすれば、もっと救助ができる

のではないかと、そういう研修や講習をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

ただいまの御質問で言われました、スピーカーを使用した救助、あるいはその更に発展的な活用方法というところには実はまだ至っておりません。先ほど触れておりましたが、発生確率の高いような、いわゆる山岳救助、水難救助、そういったところで連動させた訓練を行っております。こういったところを通じまして、今後さらに活用の幅が広がるかどうかというのを見ていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） ありがとうございます。やはり他の自治体でも様々な活用法で使われておりますので、やはり他の自治体の様子とか、そういうのも逐一チェックしていただきたいと思います。

それから、北上市でも今ドローンを所有しておりますが、災害時の活用がたくさん期待されておりますが、消防組合との連携としてドローンの共同の活動、それから後方支援など、例えば市内とか町内で発生した規模の大きい災害時に一緒に活動するということは可能ではないかと思うのですが、組合としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

それぞれの市・町との連携という部分でございますが、これはもちろん管轄する地域でありますので、そういったことはしていかなければならないだろうと思います。

また、共に活動するといった場合、やっぱり同じ空域に複数機が飛んだ場合には事故の発生もありますので、こういったところも密に調整しながら対応していければいいのだろうと考えております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはり連携、特に同じような機体という話でしたので、例えばその辺に関してドローン機器の組合と市と町の共有や連携として貸し出しなど、そういうことが可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

現状ですが、北上市のドローンにつきましても操作する人間が養成されております。当組合においても養成しておりましたので、現時点において、それぞれのドローンを相互に貸し出す、借り受けるということは想定しておりません。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） ドローンに関しては、やはり機器ですので不具合が生じるとか、そういう場合も想定外のことが起きる可能性もありますので、例えば、その部分に関してどうしても必要な時にドローンが飛ばせない。そういう場合に、組合のドローンを逆に貸し出すとか、または市の方が駄目なら組合の物をお貸しするとか、そういう相互の機器の交換みたいなことができた方が何かあった時のために、よろしいのではないかと思います。そういう部分に関して、今後検討していただきたいと思っております。

それと、ドローンのメリットに少ない人数で広域の活動ができるという点があります。市町村跨ぎの捜索、それから応援要請など、今後あり得るのではないかと思います。他の市町、例えば金ヶ崎とか花巻市とかドローンの部隊の派遣とか、共同捜索とか、そういうことは相手方から依頼があれば可能なのか。または、こちらからあちらに対して行きますとか、そういう形のことのできるのか。ボランティア感覚ではありませんけれども、2016年の台風の時、岩泉で大変な被害があった時のような形で要請があれば、共同で捜索活動を行うとかそういうことというのは可能なのか。最後にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。相互の協力という部分でございしますが、これは県内消防本部全てにおいて相互の応援協定というものを結んでおります。こういったことを根拠に、応援の求めがあれば、それに応じた災害対応というところで、ドローンが必要であればドローンの部隊として現地に赴くというのは可能となっております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員の質問を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第7、報告第1号令和4年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、報告第1号令和4年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

令和4年度北上地区消防組合補正予算第3号による繰越明許費に係わる歳出予算について、タンク車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新配備するため、1億4,058万円を令和5年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第8、認定第1号令和4年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、認定第1号、令

和4年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、令和4年度の事業について申し上げます。主な事業の一つである車両の更新については、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材を更新配備いたしました。

次に、職員の研修については、新規採用職員6名を基礎的知識習得のため岩手県消防学校初任教育課程に派遣し、現任職員は各種専門分野への研修に派遣しました。また、新規救急救命士資格取得のため1名を救急救命東京研修所へ派遣しております。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか、監査委員の決算審査意見書を添えてございますし、主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これにより御理解をいただきたいと思っております。

2ページの歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。

歳入につきましては、予算現額16億9,517万4,200円に対し、収入済額は15億9,834万1,816円で、94.29%の執行率であります。

次に、4ページを御覧願います。歳出につきましては、支出済額は15億2,447万5,731円で89.93%の執行率であり、歳入歳出差引き残高は7,386万6,085円となっております。

以下、歳入歳出決算書の6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。7ページの収入済額を御覧願います。

1款、分担金及び負担金15億2,538万7,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入総額の89.98%を占めております。

2款、使用料及び手数料270万4,200円は、危険物取扱許可手数料の257万8,200円が主なものであります。

4款、繰越金2,992万4,095円は、令和3年度からの繰越金であります。

5款、諸収入1,668万3,463円は、2項1目雑入の1節東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金650万2,410円及び2節雑入の岩手県防災航空隊派遣助成交付金787万2,358円が主なものであり

ます。

6款、組合債2,210万円は、北上消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材の購入に係る起債であります。

7款、財産収入125万円は、高規格救急自動車1台の売り払い収入であります。

8款、国庫支出金29万3,058円は、競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システム整備に係る交付金であります。

次に、10ページ以降の歳出について申し上げます。11ページ支出済額を御覧願います。

1款、議会費支出済額64万9,162円は、議員報酬及び議員研修に伴う旅費が主なものであります。

2款、総務費58万1,999円は、特別職及び監査委員の報酬が主なものであります。13ページを御覧願います。

3款、消防費は13億4,406万1,684円であり、歳出総額の88.17%を占めております。1項1日常備消防費は13億244万5,850円であり、その事業内容は、職員人件費が11億3,630万2,193円で、常備消防費の87.24%を占めております。

備考欄中ほどに記載している消防管理運営事業は1億6,614万3,657円であり、主な内訳については、8節旅費714万1,889円は、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張などであります。

10節需用費5,667万2,546円は、消耗品費、燃料費、光熱水費などあります。

11節役務費1,876万4,985円は、通信運搬費、車両整備に伴う手数料などあります。15ページを御覧願います。

12節委託料1,498万6,844円は、庁舎清掃業務委託料及び病院研修等委託料などあります。

13節使用料及び賃借料1,427万6,503円は、パソコン賃借料などあります。

17節備品購入費1,361万7,306円は、消防隊員が着用する防火衣や大堤分署に設置した防犯カメラなどの購入費であります。

18節負担金補助及び交付金3,897万8,684円は、救急救命士研修教育負担金、消防通信指令事務協議会負担金などであります。17ページを御覧願います。

26節公課費131万4,100円は、自動車重量税であります。

次に、1項2目消防施設整備事業及び消防庁舎建設事業を合わせた消防施設費の支出済額は、4,161万5,834円であり、主な内訳については、17節備品購入費3,144万9,000円は北上消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材の購入費であります。

12節委託料673万2,000円は、消防本部庁舎建設用地登記測量業務委託料などであります。

4款、公債費1億7,918万2,886円は、令和4年度分の組合債元利償還金であり、歳出総額に占める公債費の割合は11.8%となっております。なお、令和4年度末における起債残高は、主要な施策の成果に関する説明書7ページ組合債の状況に記載のとおり8億4,407万6,696円であります。

以上、令和4年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。まず、歳入から款を追って行ないます。1款分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 6款組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 7款財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 8款国庫支出金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 次に、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款消防費。1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 私からは6点ほどお伺いします。

13ページ、3職員手当等の中で岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金が5,470万円となっておりますけれども、昨年令和3年ですと9,400万円ということになっています。これが大幅に下がっていますが、これについての理由についてまずお聞きします。

その次に、15ページ委託料ですが、この中で庁舎清掃業務委託料230万円、令和3年度は165万円、その前の令和2年度は115万5,000円という形で、ここ2年間で倍以上になっていますけれども、これは何か特別な清掃業務があったのかということをお聞きします。

その次に、その下にあります給与システム連携用ファイル出力機能構築委託料33万円、それからその下にあります気象観測装置再検定委託料163万7,000円、これも令和3年度にはないということと、令和5年度にもないということですので、これはどのような形態になっているのかお聞きします。

その次、真ん中部分ですがシャッターの保守業務委託料46万2,000円、これはどこのシャッターの整備なのか、署なのか分署なのかお聞きします。

その次に、17番の備品購入費の中で消防器具費事故繰り越し分として159万7,200円とありますが、これについて説明をお願いします。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

まず、13ページの岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金が4,000万円ほど減額になっているところですが、これにつきましては令和2年度に退職された方が少なかったことに伴う負担率の減少によるものとなっております。これは、令和2年度に退職された方の負担金が出てくるのは次の年、令和4年となっておりますので、令和3年ではなくて令和2年度に退職された方が少なかったことによるものとなっております。

続きまして、15ページ庁舎清掃業務委託料、こちらについて、少しずつ増額になっているということですが、これにつきましては、令和3年度

西和賀消防署と村崎野分署の清掃回数。こちら新しい庁舎でしたので最初は少なく実施していたところですが、それを令和4年度からは、他の庁舎と同じ回数で実施するようになっております。それとこの場所になりますけれども、この会議室の清掃も範囲として新たに加えたことによる増額となっております。

続きまして、給与システム連携ファイルの委託料につきましては、令和4年度に新しく導入したもので、そのシステム導入の初期費用として令和4年度のみ必要になったものであります。

続きまして、気象観測装置再検定委託料ですが、こちら10年おきに全部点検、その間5年で部分点検を実施することになっておりまして、こちらの該当年度に令和4年度がなっております。

続きまして、シャッター保守業務委託料ですけれども、こちらは西和賀消防署と村崎野分署の電動シャッターの保守点検料となっております。

続きまして、消防器具費事故繰り越し分につきましては、令和3年度に購入する予定でした防火服、火災の時に着る服ですが、諸般の事情により納入できなくなり、令和4年度に繰り越したものであります。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 先ほどの退職者負担金、令和2年度分ということでしたが、これは何人の方が退職されたのですか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 令和2年度に退職された方は2名となっております。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 消防人件費の不用額が985万4,807円、それから消防管理運営事業費の不用額が1,455万2,543円とかなり多いのですが、この内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1点目につきましては、職員の時間外勤務手当の不用額となっております。年度末に大きな災害が発生した場合、対応する職員に対して時間外手当等が発生することがございますので、年度末までおさえておくというような形で対応させていただいているところです。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

午後4時16分 休 憩

---

午後4時18分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 御質問にお答えします。

不用額の主なところとなりますが、消耗品費は入札による減額が主なものとなっております。

燃料費、高熱水費については、単価高騰を見込んでいたところからの減額となっております。

消防器具費につきましては、火災の際に使います空気ボンベの入札した結果による減額となっております。

負担金補助の部分については、競争入札参加資格審査申請受付業務負担金の入札結果による減となっております。

公課費はタンク車、水槽付消防ポンプ自動車の繰越しに伴うもので、重量税等を見込んでおりましたが、繰越しとなり不用となったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 4款公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終了いたします。これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、認定第1号、令和4年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第9、議案第18号令和5年度北上地区消防組合補正予算第2号を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第18号令和5年度北上地区消防組合補正予算第2号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

補正の額は、歳入歳出の総額から8,922万3,000円を減額し、予算の総額を17億9,527万7,000円にしようとするものであります。主な内容を歳出から申し上げます。10ページを御覧願います。

3款消防費は7,677万6,000円の減額であります。内訳については、3款1項1目常備消防費34万6,000円増は、令和5年度から東京都調布市の消防研究センターへの職員派遣に伴い、居住地確定後の計算率変更による住居手当の増であります。また、条例改正等の件数が増加したことに伴い、組合ホームページに掲載するためのデータ化業務委託料の増であります。

3款1項2目消防施設費、7,712万2,000円の減は、令和5年度に更新配備しようとする救助工作車、高規格救急自動車、指揮車及び無人航空機ドローンの購入費が確定したことによるものであります。

次に、4款公債費1,244万7,000円の減額についての内訳は、4款1項1目組合債償還元金1,233万9,000円の減は、当初、令和4年度配備予定だったタンク車及び水槽付き消防ポンプ自動車が令和5年度へ繰越となっ

たため、年度内の償還元金の支払いの必要がなくなったことから1,233万9,000円の減及び令和4年度に配備した高規格救急自動車の償還元金確定による6,000円の増であります。

4款1項2目組合債償還利子10万8,000円の減は、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車等の償還元金確定によるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。8ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金4,557万1,000円の減は、常備消防費分賦金2,510万2,000円及び消防施設費分賦金2,046万9,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料25万4,000円の増は、自動販売機等の庁舎使用料の確定によるものであります。

4款繰越金2,538万6,000円の増は、繰越金額の確定によるものであります。

5款諸収入6万2,000円の減は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金の確定によるものであります。

6款組合債6,910万円の減は、車両3台の購入費が確定したことによるものであります。

続きまして、第2条の債務負担行為について、御説明申し上げます。4ページの第2表、債務負担行為を御覧願います。令和8年4月1日運用開始予定のいわて消防指令センターに係る整備工事事業については、令和6年度から8年度までの事業としており、令和5年12月に入札公告をするため、令和5年度から8年度までの期間の事業として債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、第3条の地方債の補正について、御説明申し上げます。6ページの第3表、地方債補正を御覧願います。車両3台等の購入に係る起債額について、購入費が確定したことにより起債の限度額を6,910万円減額し、2億2,040万円にしようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算の

補正、第2条債務負担行為及び第3条地方債の補正を一括して行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、議案第18号令和5年度北上地区消防組合補正予算第2号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第10、議案第19号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第19号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、関係条項を改正しようとするものであります。現在、蓄電池設備は容量4,800アンペア・アワーセルを超えるものを対象として、火災予防条例で規制しているところではありますが、総務省消防庁において、蓄電池種別の多様化と大容量化への対応が検討された結果、一般的に用いられているキロワット時の単位を用い、容量20キロワット時を超えるものを規制対象に変更するとともに、蓄電池設備の構造及び管理に関する基準についても、改正しようとするものであります。

また、薪や木炭などの固体燃料を用いた厨房設備については、壁、天井などとの火災予防上安全な距離、いわゆる離隔距離の基準が厳しいことにより、設置に当たっての支障となっていることから、総務省消防庁における検討に基づき、新たな離隔距離を定めるものであります。

なお、改正の施行日は、令和6年1月1日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 5月にも条例改正がありました。急速充電設備に関する省令の改正ということだったかと思いますが、今回は蓄電池設備に係る省令の改正ということですが、何がどう違うのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、通常使うキロワット時に改めたということですが、この4,800アンペア・アワーセルから20キロワット時を超えるものとなったということですが、この4,800アンペア・アワーセルというものと20キロワット時ではどれくらいの差があるのか、分からないのでお聞きしたいと思います。

それから、5月の改正が10月1日からとなっています。すでに改正されていますが、今回の蓄電池設備に係る省令の改正は来年1月からということでありましたが、お聞きしたいのは、5月の時には現在この20キロワット時を超えて50キロワット時以下の急速充電設備を有する施設は、自動車販売会社、それから錦秋湖サービスエリアなど7箇所7台が稼働しているという説明があったかとは思いますが、この改正によって7箇所7台というのは変わるのか、変わらないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（小原和弘君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

まず初めに、先般御説明しました急速充電設備というものと今回の蓄電池設備というものと、中々一般の方には分かりづらいのではないかと申しまして、蓄電池設備はまずどういうものなのかということをお聞きしたいと思

す。急速充電設備とはまたちょっと別物であります。蓄電池設備は色々ありますが、一般家庭で太陽光エネルギーを利用して、それを家でためて有効に使おうという一つの家の住宅の中に蓄電池設備を設けて、そこにエネルギーをためましようというのが主なものであります。もう一つは、このような消防署や工場などの事業所の大きいところは、もし災害が起きて停電になった場合は発電設備があり、今は電気が切れている時間が空いてしますと大きなトラブルになります。ですので、停電になった時に瞬時に切り替えるために蓄電池設備を用意しておいて、停電の災害があっても切り替えると、そうすると先ほど健二郎議員が申しあげました先般の急速充電設備も車の充電設備とはまた別の話となりますので、そこを御理解いただければと思います。

2番目の質問になりますが、4,800アンペア・アワーセルと20キロワット時と私も非常に分かりにくいなと思いメモをしてきた数字を申し上げるので、メモをしていただきたいと思いますが、今色々な電池が出てきておりました。昔は鉛蓄電池、ニッケル水素電池、今盛んに使われているリチウムイオン電池ですけれども、そのそれぞれが4,800と捉えた時に電力量がどうなるのかというところとそれぞれ違うそうです。例えば鉛蓄電池を電力量に変えると9.6キロワット時、ニッケル水素電池を変えると5.76キロワット時、そして最近一般に使われているリチウムイオン電池を換算すると17.76キロワット時と、それぞれ電池によって数字が変わってきますので非常に説明も難しいですが、その中で届出の20キロワット時以下のものを除くと、そうするとどれぐらいのスケールのものなのかと思ひまして調べてみましたら、20キロワット時以下というのは家庭用とか小規模事業所用の電池を想定しております。ちなみに、先ほど私が説明した一般住宅の家庭用のものを調べてみると10キロワット時以下となっております。8とか9キロワット時です。そうすると届出が必要な範囲というのは、中規模、大規模事業所の非常に大きな蓄電池を想定しているものなのかと想定されます。

最後になりましたが、先ほどの説明に関連しますが5月の時の急速充電設備、車のものと一般家庭のものとまた別物ですので、先ほど健二郎議員

からありましたサービスエリアを含む7箇所という関連の話とは、また別の話ですので、その7箇所に何ら影響のあるものではありません。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 中々分からないのですが、家庭用でキロワット時、私のところもキロワット時で計算しておりますが、この急速充電とか蓄電池設備に係るものは、今後電気自動車が増えてきて家庭からの電源からも充電できるようになってくるだろうと思えますけれども、それでお聞きしたいのは、この20キロワット時以下だと規制を今回の改正においても受けるんですか、受けないんですかということ。

あと、7箇所7台については、私は変わって来るのではないか。ということは4,800アンペア・アワーセルというのは、説明があったようにワット時で換算すれば9.6キロワット時くらいですから、ちょっと比較が中々私は難しかったのですが、この20キロワット時になって行くとかなり高いハードルになって、この7箇所は別物だという説明ですけれども、別物というのは、私には分からないのですが、7箇所7台、これが増えてくるのではないかという気がするのですが。そうした自動車販売会社が影響を受けないのか。家庭ではなぜ受けないのか。20キロワット時を超えた場合は家庭でも対象になっていくのか、いかないのかということです。もう一度お願いします。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（小原和弘君） 皆様には、説明用にカラーの資料をお配りしておりますが、真ん中の届出に要するところ②について再度確認させていただきますが、規制及び届出を要する容量の変更というところで言葉が少し足りなかったかもしれませんが、20キロワット時以下のものについては規制を受けません。届出の必要がありません。ということであります。

もう一つ、健二郎議員から車との関連性ですけれども、蓄電池設備というのは建物の中にある設備でありまして、先ほど健二郎議員が仰った車のバッテリーといいますか、容量とはまた別の話となりますので、あくまでも今回の改正に関しましては、この単位を変更することに伴ってラインの

引き方を改正するということです。

もう一つ最後に申し上げますが、一般家庭を調べましたら10キロワット時まで行く蓄電池は販売されておられませんでしたので、20キロワット時というのはかなり高いラインでありますので、その部分を含めて御理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、議案第19号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第177回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時43分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合  
議 会 議 長

高 橋 晃 大

北上地区消防組合  
議 会 議 員

刈 田 敏

北上地区消防組合  
議 会 議 員

藤 原 常 雄